

茨城県議会議員 外塚 潔

平成 27 年第 2 回定例会一般質問

(平成 27 年 6 月 11 日)

● 一般質問の録画は以下のサイトからご覧になれます。

茨城県議会・インターネット中継 <http://www.ibaraki-pref.stream.jfit.co.jp/>

1 霞ヶ浦を活用した本県のイメージアップについて



①世界湖沼会議の誘致

平成 27 年第 1 回定例会の予算特別委員会でお尋ねしたが、開催地の募集時期が迫っており、再度お尋ねいたします。

3 月の予算特別委員会で、生活環境部長から、誘致について、霞ヶ浦流域 22 の市町村長のうち、賛同がほとんどで、反対はなく、国関係、大学・研究機関も、概ねは賛成であり、できるだけ早く世界湖沼会議の誘致の是非を判断したいとの事でした。

一方、去る 3 月 25 日には、霞ヶ浦市民協会から同会議の招致に関する要望書が知事に提出され、その内容は、湖沼会議の準備活動や開催によって、県民の霞ヶ浦への関心が改めて高揚され実りある環境保全活動へ導かれ、「人口と生物多様性に関する宣言」をはじめとした「霞ヶ浦宣言」の精神が次世代に伝わる契機になり、県や流城市町村及び県民が霞ヶ浦の環境改善に継続的な努力を重ねてきた実績などを国際的に発信できる場を提供できます。

民間での機運醸成も図られており、実際に湖沼会議が霞ヶ浦で開催される事になれば、本県の環境保全活動のまたとない P R の場となると共に、本県のイメージアップに繋がります。

改めて、この機会を逃さず、世界湖沼会議の誘致に積極的に取り組むべきである。



②日本一のサイクリング環境



つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道を含む霞ヶ浦湖岸の道路を一体のものとして、総延長約 180 km のサイクリングコースを設定し、沿線市町村と連携して総合的な整備に取り組み、日本一のサイクリング環境を構築

する「水郷筑波サイクリング環境整備事業」は、その取り組みがまさに始まったところです。

この日本一の環境の整備につきましては、「当面 3 年間で目途にソフト・ハードの両面から、日本一と言われる環境づくりに取り組み、その魅力を積極的に国内外に発信して参りたい」と 3 月の予算特別委員会で企画部長からご答弁をいただき、県のイメージアップの為にも大変期待を寄せています。

サイクリングロードの整備・活用に係る総合的な計画の策定は、企画部が主体となって作成されますが、ハード面の整備は、土木部で実施されています。

霞ヶ浦の北側の湖岸、潮来土浦自転車道線は、毎年度わずがずつ整備が進んでいますが、土浦駅周辺は未整備です。また、利用者の安全対策である、川尻川の橋の整備など、ルート整備には時間を要すると聞いており、サイクリングコースを利用する方が霞ヶ浦の魅力を感じ心地よく利用する事を考慮して、この事業が進められているのか、疑問に感じます。

利用者が増えれば、それだけ霞ヶ浦のサイクリング環境に厳しい目が注がれる事になり、利用者が心地よく利用できる視点から、おもてなしのあり方についても検討しなければ、県のイメージやサイクリングコースの評判を落とすことになります。

そこで、日本一のサイクリング環境を作り上げる為、どの位の利用者数を見込み、今後どの様な効果を期待してソフト・ハード両面の整備計画を立て、茨城県の魅力発信に取組んで行くのか。



③霞ヶ浦直接浄化実証施設



現在の霞ヶ浦直接浄化実証施設は、水質浄化効果については当初の目標を超える成果を上げていますがコストが大きく、平成 29 年度には撤去される予定です。霞ヶ浦の水質浄化には恒久的な施設が必要ですが、施設の設置方針など、今後、どのような構想を検討していくのか。



2 つくばエクスプレス沿線開発における今後のまちづくりについて



つくばエクスプレス（以下 TX）沿線開発は、現在、県施行では「伊奈・谷和原丘陵部地区」など 3 地区、UR 都市機構では「葛城地区」などの 3 地区の事業が継続しています。

UR が施行する地区で、TX つくば駅から最も離れた「中根・金田台地区」は、平成 33 年度までに、地区内に宅地や県道などの道路の整備が進められています。今後の整備に伴い、県に対し、同地区に繋がる地区外の県道の整備が求められており、県にとっても大きな負担となります。UR が土地処分を急ぐあまり、土地の供給量が過剰になり土地の価格が下落し、民間で販売される土地の価格にも影響を与えるのではないかと心配しています。

また、TX 沿線開発が始まって約 20 年を経過し、この間、景気の低迷など沿線開発を取り巻く環境も大きく変わってきています。沿線開発においては、実際にその地区に住む方たちの為に、持続的なまちづくりをしなければならないと考えています。土地が売れて、子育て世代が移住し一時的に人口が増えたとしても、同じ世代だけが增えるのであれば、20 年後、30 年後に大きな人口問題が発生するのではないかと懸念しています。

今後、TX 沿線地域が、他県との競争に打ち勝ち、県全体の発展を牽引するような地域となるよう、しっかりと、まちづくりを進めて行って欲しいと期待しています。

そこで、つくばエクスプレス沿線開発における今後のまちづくりについて、どの様に進めて行くのか。



橋本昌知事答弁

世界湖沼会議は、これまで隔年で開催され、来年 11 月に、インドネシアのバリ島で第 16 回会議が開催されます。第 17 回会議は、茨城国体と同じ平成 31 年に開催される可能性が言われたが、現在、平成 30 年開催を軸に調整が進められ、開催地の募集・選考手続の方針を策定中と聞いている。

市民団体も、会議の誘致を歓迎しており、本年 3 月末に私と県議会議長宛てに、4 月上旬には、霞ヶ浦問題協議会会長宛てに要望書が提出され、同協議会では、この要望を受け、5 月下旬に開いた総会にて、湖沼会議の誘致の為の議論を進めて行く事について確認された。

議員御指摘のとおり、湖沼会議の開催は、本県の環境保全活動のまたとない P R の機会となるばかりでなく、湖沼の水質保全に向けた県民の機運を盛り上げる事が期待できる。加えて、霞ヶ浦の水質保全の研究や取組みの成果を伝える事により、世界各地の水環境を取り巻く課題の解決に貢献でき、今後の霞ヶ浦の水質保全対策に役立つ、世界の新たな知見に接する事が出来る。

県としては、本県が開催した第 6 回会議から約 20 年が経過し、第 17 回会議は平成 30 年開催を軸に調整されていることから、会議の主催者である国際湖沼環境委員会（ILEC）からの最新の情報の収集に努めて参りますと共に、本県の優位性についてアピールするなど、誘致に向けた準備を進めて行く。

News

平成 27 年 10 月 1 日に 2018 年第 17 回世界湖沼会議が「霞ヶ浦」にて開催が決定いたしました。



橋本昌知事答弁

今年度は、水郷筑波地域にサイクリング環境整備に係る検討委員会を設置し、安心して、誰もが気軽に、地域資源と組み合わせた多様な楽しみ方のできるサイクリング環境の構築に向け、今後の具体的な事業やスケジュールなど、ソフト・ハード両面の総合的な計画を策定している。

議員お尋ねの利用者数の見込みは、この計画策定作業の中で、詳細な利用者実態調査を実施し、これまでのサイクリング大会の参加者数や今後実施する事業の施策効果なども加味した具体的な目標設定を行う。

ハード整備のルートについては、つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道が接続されていない土浦市内のルートの決定を、現在、土浦市と検討を進めている。

利用者の安全性の向上と円滑な走行性の確保は、路面の改修や防護柵、路面標示等の交通安全施設の設置などを順次進める。

さらに、快適に利用していただくために、シャワー施設やポケットパークの整備による休憩施設の充実や、わかりやすい案内標識の設置を実施する。

総務省の社会生活基本調査によると、全国で約 1,000 万人いるサイクリング人口のうち、その半分の約 500 万人が首都圏に集中しているとされ、この方々を本県に呼び込むことで、交流人口を拡大できる大きな可能性を持っていると考える。

本格的なサイクリスト以外にも、サイクリング初心者や家族連れなど、国内外の多くの方々に訪れていただき、地元商店街の売り上げ増加や宿泊客数の増加といった地域の活性化、さらには本県のイメージアップなど、裾野の広い波及効果が期待できると考える。

地元市町村などと連携を密にして、つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道などを一体として整備し、日本一のサイクリングロードを目指すと共に、本県の魅力あふれる地域資源であるサイクリング環境について、広く国内外に発信して行く。



小野生活環境部長答弁

これからの 2 年間は、現在の施設の費用対効果の検証を行うため、実証試験結果を次の試験内容にフィードバックするなど、丁寧にきめ細かく試験を実施していく。今後は、実証実験で得られた知見をもとに、有識者の意見を聞きながら、直接浄化技術の活用構想の策定に向けた検証会議を適宜開催していきたい。



野口企画部長答弁

沿線開発におけるまちづくりは、土地区画整理事業の進捗に合わせ、商業施設や学校、福祉や医療など、生活に必要な施設やサービスの確保に、地元市等と連携し、取組んでいる。同じ世代ばかりのまちづくりとならないようにする為にも、若い世代から高齢者、親世代から子世代まで、長く住み続けられるまちづくりを進めていく。

県としては、今後も、計画的な事業の進捗や土地処分に努めると共に、つくばエクスプレス沿線地域のみならず、県全体の活性化に繋がる様、他県との競争に負けない、本県沿線地域ならではの魅力あるまちづくりに積極的に取組んでいく。



3 水道料金について



私の地元かすみがうら市では、現在、供給事業における水道料金は、他の地域に比べて月額の基本料金が高く、結果として各家庭の水道料金も高く、料金の値下げをして欲しいなどの要望が多方面から寄せられています。

市の家庭用水道料金は、水量が10㎡までの基本料金が1か月につき2,138.4円となっており、それを超える水量について1㎡あたりで段階的に超過料金が加算されます。一般のご家庭で、水量が10㎡を下回することは難しく、基本料金が下がれば、各家庭の負担はかなり軽くなります。

一方、県では、「企業局経営戦略」を策定したと聞いています。

そこで、「企業局経営戦略」によって、今後の水道料金はどう変わるのか、また、「企業局経営戦略」における投資の考え方はどの様になっているのか。

4 地域包括ケアシステムについて



地域包括ケアシステム構築の第一歩として、今年度から「茨城県地域包括ケアシステム推進事業」「介護予防・生活支援サービス強化事業」の2つの事業が実施されていますが、今後の展望と、特に元気な高齢者に地域で積極的に支援してもらええる仕組みを、今後どのように作って行くのか。

5 安全安心な地域づくりについて



①不法投棄への対策

本県の産業廃棄物の不法投棄発見件数は、平成21年度以降100件台で推移しており、最近では、ダンプカー1、2台分の産業廃棄物を道路わきや河川敷に捨てて行く、小規模でゲリラ的な不法投棄が、県南・鹿行地域で多発していると聞いています。

対策として、県境の橋付近への監視カメラの設置など、対策を講じていますが、産業廃棄物の不法投棄発見件数は、依然として多い状況です。

実際に廃棄物が捨てられた場合は、捨てた行為者を特定し、撤去を指導する事が正當なやり方ですが、それではいつまでたっても廃棄物が撤去される見通しが立ちません。

県民自身が不法投棄を身近な問題として受け止め、不適正処理を目的とした廃棄物を持ち込ませない、不法投棄をさせない環境づくりをさらに強化していく為にも、不法投棄された廃棄物をボランティアで撤去する団体を増やしていく事や、自らがそれに参加して環境を整備していく事が重要であると考えます。さらに県民による監視の目を育てていく必要があると考えます。

こうした観点を踏まえて、今後の不法投棄対策について、どの様に取組むのか。



②犯罪発生を抑止

昨年中の本県の刑法犯認知件数は、30,502件で、平成15年から減少し続けているが、ニセ電話詐欺の認知件数は、平成26年では301件、被害額は14億円を超えており、増加傾向が止まらない事から、その対策を講ずることが急務であると考えます。

これまで、各種広報媒体を活用した情報提供や各季運動における被害防止キャンペーンの展開など、様々な啓発活動が行われているが、加えて、夕方6時台に放送されるNHK県域放送ニュースなど、映像による啓発は視覚にも訴える事からその効果も高いと考えます。この為、テレビなど、映像メディアを活用した啓発について検討頂きたいと思います。

県では、関係機関や民間団体などで構成する茨城県安全なまちづくり推進会議を立ち上げ、安全・安心を実感できる地域社会の実現に向けた県民運動を推進していますが、県内の報道機関に対して、この様な注意喚起への協力を強く要請すべきだと考えます。

最近のニセ電話詐欺の手口は、日々巧妙化しており、被害者は、自分は大丈夫と思いながらも、騙されているとの事です。

犯罪発生を抑止のため、あらゆる手段で県民に注意を呼びかけるべきであると考えるが、ニセ電話詐欺の被害を減少させるため、今後どの様に取組むのか。



6 本県の稲作のこれからについて



平成26年産米は、前年に比べ、一挙に引き下げられ、県内の稲作農家からは「米を作れば作るほど赤字だ」との悲鳴が聞こえます。

国では、本年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画において、飼料用米等の生産拡大を位置付け、水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う事としています。しかし、現状では飼料用米は収穫時期が遅く、水を長期に使い、さらに茎や籾殻が固い事から、刈取り用のコンバインに負荷がかかり痛む為、専用のコンバインを持たない農家は飼料用米を作りにくい状況です。

この制度では、主食用米を飼料用米として作付けする事も可能ですが、申請する場合は、米の生産年の6月中に、主食用米と飼料米のいずれかを選択して、届け出を行う必要があります。

本県の稲作をさらに発展させる為には、農家の更なる収入の安定化対策が必要と考えます。

そこで、本県の稲作について、独自の思い切った施策が必要であると考えますが、今後どのように取組むのか。



7 道の駅の増設について



今年4月現在、全国の市町村が設置した道の駅の登録数は1059駅であり、本県の登録数は11駅で関東近県と比較して少ない状況であります。

道の駅の機能は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能があると定義され、この中でも、休憩機能がもたらす効果が重要であると考えます。

休憩機能とは、「24時間無料で使える駐車場とトイレがある事」です。現在県内には無料で気軽に休憩できる場所が少ない状況です。無料の休憩場所があれば、気軽に立ち寄ることが出来るため、その地域の観光に繋がり、無理な運転をしないなど安全運転も推進できると考えます。

また、昨年11月に施行された「いばらき観光おもてなし推進条例」の制定に係る意見交換会で、民間団体から「茨城県は公衆トイレが少ない」という意見が出されました。安全安心な道の駅を設置し、清潔なトイレを維持することで、観光客へのおもてなしとなり、本県のイメージアップに繋がります。

県として、道の駅の配置について検討を行う大まかな配置計画を策定するなどの対応が必要だと考えます。そこで、市町村に任せず、県も道の駅の設置のグランドデザインの作成に積極的に取組むのか。



中島企業局長答弁

今後の水道料金については、施設の更新や耐震化に対する投資に加え、霞ヶ浦導水事業が完成した場合の管理負担金などの支払いがあり厳しい経営状況だが、何とか現行料金を維持していきたい。「企業局経営戦略」では、施設の更新等について、保守点検の充実や計画的な修繕によって核施設の長寿命化を図りつつ、管路の耐震化や新たな浄水処理システムの導入など、安全で安心な水道水の安定供給に必要な投資を着実に実施する。



松岡保健福祉部長答弁

「茨城県地域包括ケアシステム推進事業」では、今年度から在宅医療等を実施する際の機器整備に要する経費等への助成を行い、在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図る。「介護予防・生活支援サービス強化事業」では、今年度から500名を目標に生活支援コーディネーター養成研修を実施し、平成30年度までに生活支援コーディネーターを全市町村に配置することとしており、元気な高齢者からの登用について市町村に積極的に働きかけていく。これら2つの事業を展開することで、高齢者が地域で活躍できる場の創出に積極的に取組んで行く。



小野生活環境部長答弁

不法投棄に対し、早期発見・早期対応が重要であり、ボランティア監視員制度や、不法投棄対策室の設置による監視指導体制の強化、ラジオや広報誌による啓発や街頭キャンペーンなど県民意識の高揚、さらには、茨城県産業廃棄物協会との共同によるボランティア撤去事業の実施など、対策を講じている。

この結果、本県の産業廃棄物不法投棄発見件数は、減少したが、現在も100件台で推移しており、今後、東京オリンピック等の大プロジェクトを控え、不法投棄が増加に転ずるおそれもあることから、今年度は、新たに、6万6,000人を超える防犯ボランティアからの通報協力を得ますと共に、新たに、建設関係団体と連携した建設解体工事現場パトロールなどに取組んで行く。

加えて、3年ぶりに、県民や、地域で環境保全や安全確保に取組む団体などを対象に、不法投棄防止フォーラムを開催し、県民のさらなる意識の高揚に努めている。

県産業廃棄物協会と実施しているボランティア撤去事業は、ボランティア監視員や建設関係団体などにも参加を促し、県内各地で清掃活動に取り組みされている自治会やNPO団体などとの連携も図って、ボランティア撤去の輪がさらに大きく広がるよう働きかけ、県民の監視の目を育て、県民誰もが監視者となり、意識の醸成を図り、捨て得は許さないという方針のもと、様々な対策を行い、不法投棄の防止に全力で取り組んで行く。



小野生活環境部長答弁

前年比で42%増加しており、大変深刻な状況にあると認識している。

特に、被害者の4分の3が65歳以上の高齢者で占められている事を踏まえ、今後は、高齢者の方に、ニセ電話詐欺の巧妙な手口などについて理解を深める為、効果的な啓発を実施する。

議員御指摘のとおり、視覚に訴える映像による啓発は、注意喚起に大変有効ですので、今後、安全なまちづくり推進会議の構成団体と連携し、報道機関に対し、地域の啓発イベント情報などと、被害発生情報や予防方法等をセットで提供するなど、テレビなど映像メディアで取り上げるような工夫に努めて、啓発への協力を要請する。

市町村や警察本部等と連携し、本県が運営する映像メディアやいばきらTVで、詐欺被害の再現映像や対応策などの番組を放映すると共に、この映像データを老人クラブ連合会等に提供し、高齢者への周知に活用して頂けますよう働きかける。

さらに、家族ぐるみの取組みとして、詐欺を狙う電話を受けた際に、家族等への確認や相談を促す「ニセ電話詐欺 気をつけてレター」を作成し、県内全小中学校や金融機関窓口を通じて広く県民に配布し、子どもや孫世代から高齢者に送っていただけるよう呼びかけていく。



鈴木農林水産部長答弁

県では、飼料用米の有利性や専用品種の栽培方法などについて周知してきた。さらに、田植え後でも主食用品種を飼料用米へ転換できることなどについて、新聞広告などにより周知するなど、きめ細やかな情報提供で、飼料用米に対する農業者の不安解消に努めている。国では、飼料用米の取組計画書の提出期限を7月末まで延長した。今後も引き続き、飼料用米の拡大に必要な取組みを行い、米価及び稲作農家の経営の安定に努めていく。



渡辺土木部長答弁

全国的な道の駅への関心の高まりを受け、本県でも、設置が進んでいない県央・県南地域の市町村で、最近では、道の駅の構想・検討が始められ、県内全域に広がりつつある。

県では、道の駅づくりのノウハウや先進事例の情報提供、部局横断的な助言等、戦略的に市町村の道の駅づくりを支援する為、今年3月に、茨城県「道の駅」地方創生ワーキングチームを結成した。

本県の道の駅には、老朽化が進み、古い形式のトイレが数多くある為、県で整備したトイレは、今年度から順次改修を図り、市町村に対しても施設改修を働きかける。

道の駅のグランドデザインについては、地域の特色に合わせて独自性を出して行く事により、魅力ある質の高い道の駅ができ、道の駅設置の判断や、その設置場所、施設内容等の検討・決定については、市町村が主体となつて行う事が基本だが、県としては、未設置の市町村の自主性も尊重しつつ、茨城県「道の駅」地方創生ワーキングチーム等を通じて、積極的に情報や意見の交換を行い、こうした取組みが、県全体の道の駅の増設や、道の駅の適正な配置に繋がると期待している。

今後は、質・量ともに魅力ある道の駅づくりを目指し、市町村の取組みを積極的に支援していく。